

大野市監査告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年2月19日

大野市監査委員 本田 章

大野市監査委員 高岡和行

第1 監査概要

1 監査期間

令和2年6月19日から令和3年2月19日まで
令和2年10月20日（出先機関）

2 監査対象

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの所管業務全般
議会事務局、企画総務部、民生環境部、産経建設部、会計課
教育委員会事務局、消防本部、行政委員会事務局
有終東小学校、下庄小学校、下庄公民館、富田公民館

3 監査方法

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度の予算及び事務事業の執行が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか、収入の確保が適正に行われているか、支出は経済的、効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他の取得、管理、処分及び契約、検収事務が適正か、補助金の効果は十分に発揮されているかなどを主眼として、監査調書及び関係書類の提出を求めて、補助職員に事前監査を執行させたところである。

本監査は、各部局の部局長及び担当課長らの出席を求め、事業の執行状況と提出された資料の説明等を聴取し、関係帳簿等の監査を行った。

第2 監査結果

財務事務処理については、提出資料・証拠書類において計数は符合し、適正に処理されていると認められた。また、所管する事務事業の推進にあたっては、全般的に効果的な執行と管理が行われ、概ね所期の成果を挙げているものと認められた。

ただし、事務処理において注意、検討又は改善が必要な点は共通事項並びに個別事項に述べるとおりである。監査過程において指摘した軽易な誤りや不備な点と併せて今後、十分に留意されるよう要望する。

また、昨年度、今年度と発覚した不祥事案は大変遺憾であり、事務の適正執行に関しても内部統制制度の導入が有効な手段であることから、本市においてもその導入による適正な事務の執行を確保されたい。

なお、この監査結果に基づき措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知するものとされているので対応されたい。

1 共通事項

- 公金は、公金等取り扱い基本マニュアルに基づき、各課・施設等において作成した取り扱い手順書やチェックリストを適正に運用し、不正の防止や事務に遺漏がないよう徹底されたい。
- 物品の購入に際しては、オープンカウンター制度を活用するよう努められたい。
- 備品の管理については、1年に複数回担当者が備品の状況を点検し、台帳と照合、その結果を記録し所属長の承認を受け備品台帳に保存し、年度末に備品の状況について報告することとされているためそのように対応されたい。また、廃棄や移管についても正確に記載し、備品の適切な管理に努められたい。
- 税・料金等の徴収については、公平・公正性の原則を念頭に置き、法的な手段も視野に入れて、早期回収に努め、収入未済の発生を防止されたい。
- 基本的な事務処理の誤りが見受けられるので、法令及び文書事務、会計事務等の基本的事項を各職場で再確認するとともに、職員相互のチェック機能を高め、適正な事務執行に努められたい。
- 団体事務における会計の管理は、それぞれの団体で自主的に行うこととし、指導・育成されたい。

●本庁分

- 補助金及び交付金については、実績報告書や決算書等でその用途や効果の検証を行い、要綱の見直し等を十分に検討し、次年度予算に反映されたい。
- 契約方法は、法令遵守によりその理由を明確にされたい。また、1者のみの見積書提出による随意契約については、透明性の確保と経費削減を図るため、複数者から見積書の提出を求め、可能な限り入札を行うなど適切に契約を締結されたい。
- 毎年継続して実施する委託業務については、可能な限り長期継続契約に転換し、経費削減を図るとともに、業務不履行に備え、支出方法は分割払や精算払とされたい。
- 指定管理者制度を導入した施設の管理・運営状況について、十分把握されたい。
- 契約期間終了前の支出や、支出済額を戻入する事例が未だに見受けられる。実績や実情に合わせた部分払の後、精算払する等、支出の時期や方法については十分検討されたい。また、業務内容に見合う契約期間を設定することも肝要である。
- 出先機関を所管する部課においては、消防用設備等点検・電気設備点検等の点検結果を把握し、指導事項があれば早急に対応されたい。なお、対応のてんまつを一連の書類とともに当該施設に保存されたい。

●出先機関

- 施設管理者として、利用者の安全確保は責務であり、不備を把握して迅速に改善することが重要である。出先機関においては、所管課との連絡を密にして万全な体制を構築されたい。

特に、消防法や電気事業法等の法令に基づいた保守点検は、指導に対する改善が速やかに図られるよう、予算要求を勘案した適切な時期に実施されたい。

併せて、点検結果報告書や改善のてんまつを記した書類等は、施設管理者が保存するとともに所管課においてもその写しを保存されたい。

- 施設における事故について、そのてんまつを記録するとともに、けがについては医師の完治証明書や本人または未成年者の場合は保護者の完治確認書等を徴取されたい。

2 各課別特記事項

●議会事務局

- ・ 議会運営の基本原則を定めた議会基本条例第6条では、市民参画に資するため議会報告会を開催できることが定義されている。これについては、パブリックコメントに関する議会の考え方として当面はモニター制度を導入し市民からの意見を聴取するとして、条例施行後実施されていた。しかしながら、昨年度は予算措置されているにもかかわらず議会報告会並びに議会モニター制度は実施されていない。市民から広く意見を聴取することにより開かれた議会運営が図られるよう、今後の大野市議会としての事業方針を示されたい。
- ・ 政務活動費について、収支報告書・領収書ほか関係書類は、簡素な手続きで広く公開できるよう大野市議会は柔軟に対応されたい。

●企画総務部

○総務課

- ・ 公有地貸付の債権の回収に努められたい。

○財政課

- ・ 計画的な財政運営のため、短期・中期・長期の財政計画を策定されたい。

○税務課

- ・ 財政の危機意識を常に持ち、税の徴収について不納欠損を生じさせないように、さらに努力されたい。

○防災防犯課

- ・ 補助事業に関して、実績により不用額は減額すること。また、事業内容を精査し翌年度予算に反映されたい。

○住民振興課

- ・ 木材工芸品加工施設の今後の方針について早急に結論を出されたい。

●政策局

○総合政策課

- ・ 大野・勝山地区広域行政事務組合への負担金は、戻入等の財政負担がないように支出方法を検討されたい。

- ・移住定住事業は実績に鑑みて課題を的確に把握し、改善策を講じること。

○秘書広報室

- ・広報紙の広告収入が増加している。更なる増額を目指して努力されたい。

●民生環境部

○市民生活課

- ・廃棄物減量については、市民に向けた啓発活動を実施されたい。
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療の保険料の徴収について、不納欠損を生じさせないようさらに努力されたい。
- ・地元振興策は協定等に基づいているが、締結後年月を経ていることから、終期を定めるなど時代に即した内容となるよう努力されたい。

○福祉こども課

- ・保育施設への補助要件については事業ごとに精査し、柔軟に対応できるよう考慮されたい。

○健康長寿課

- ・和泉診療所は後発医薬品の利用で薬代が低価に抑えられている。引き続き努力されたい。
- ・介護保険料の徴収について、不納欠損を生じさせないようさらに努力されたい。

○上下水道課

- ・使用料並びに受益者負担金は滞納繰越の段階で、不納欠損を生じさせないよう努力されたい。
- ・地元振興策は協定等に基づいているが、締結後年月を経ていることから、終期を定めるなど時代に即した内容となるよう努力されたい。

●産経建設部

○商工観光振興課

- ・委託料の戻入が未だに見られる。精算払いにし、戻入が生じないようにされたい。
- ・店舗形成事業補助金については、交付要綱に不備がないか確認を行い、適正に実施されたい。

○農業林業振興課

- ・六呂師堆肥センター管理運営経費について、費用対効果を検証し、経費の削減につながる方策に取り組まれたい。また、しかるべき時期に処分を行うこととされたい。

○道の駅推進課

- ・特記事項なし

○建設整備課

- ・特記事項なし

○幹線道路課

- ・土地改良区への負担金について、必要性を明確にするとともに適正な終期を検討すること。

○建築営繕課

- ・市営住宅使用料に不納欠損を生じさせないようさらに努力されたい。

●会計課

- ・特記事項なし

●教育委員会事務局

○教育総務課

- ・学校給食に関する調理用備品等使用料は、学校規模に合わせた適正な金額を検討すること。
- ・給食調理業務委託については、業者の選定等において、透明性の確保を図ること。

○生涯学習課

- ・実績により不用額は減額すること。また、事業内容を精査し翌年度予算に反映されたい。

地区団体連絡協議会活動促進事業補助金

全国大会等出場費補助

- ・斬新で魅力ある企画で入館者・入場者増を図ること。

文化芸術交流施設

大野市美術展

○文化財課

- ・斬新で魅力ある企画で施設の入館者増を図ること。

●消防本部

- ・消防団員の新規加入について努力されたい。

●行政委員会事務局

- ・特記事項なし

●出先機関

○有終東小学校

- ・けがについて、医師の完治証明書や保護者の完治確認書により完治の確認を徹底されたい。また、事故についてはそのてんまつを記録し、報告することとされたい。

○下庄小学校

- ・特記事項なし

○下庄公民館

- ・施設利用者が施設を利用しない場合の連絡を徹底するよう指導されたい。

○富田公民館

- ・特記事項なし